平成２５年（フ）第１３８０号
横浜市中区寿町３丁目11番地８　第２港館３階５号室
債務者　大久保　博
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１３０号
神奈川県藤沢市白旗２丁目14番16―102号
債務者　高尾　和伸
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２６号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目31番地の１　市営橋戸原ハイツ13棟405号
債務者　魚住　保美
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３６７号
横浜市西区東久保町11番15号　コーナーハイツＢ201号
債務者　秦　　智美
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７８号
岡山県倉敷市児島小川１丁目５番29号
債務者　村上　賢朗
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３号
北海道帯広市新町西３丁目16番地　メゾンシャルム1202号
債務者　佐々木惠子
1　決定年月日時　平成25年８月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１３７８号
横浜市旭区今宿町2556番地の18
債務者　木村　　護
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４０６号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目４番７号401号
債務者　髙木カルロスこと　ジャバウィ　カリーム　カリーン　アハマド
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４０７号
大阪府東大阪市高井田元町２丁目４番７号401号
債務者　髙木里江子
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５１５号
大阪市西区九条１丁目８番１号　403
債務者　下地　　裕
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第３号
奈良県吉野郡天川村大字九尾113番地
破産者　有限会社寺中組
1　決定年月日　平成25年８月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第５９号
札幌市東区北20条東７丁目１番15号　フラワーガーデン301号
破産者　佐藤めぐみ
1　決定年月日　平成25年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
最後の住所秋田県男鹿市船川港比詰字神田前90番地
破産者　亡加藤洋悦相続財産
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３０号
金沢市問屋町１丁目108番地
破産者　株式会社ルベ
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６号
名古屋市中区金山１丁目７番13号
破産者　アイグラフィック有限会社
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１６４号
滋賀県彦根市小泉町78番地の21
破産者　藤和開発株式会社
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１４６号
愛媛県四国中央市川之江町2591番地１
破産者　株式会社越智技研工業
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部